



第 2 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	令和6年(ワ)第134号
期 日	令和6年10月8日午後2時00分
場所及び公開の有無等	奈良地方裁判所民事部法廷で公開
裁 判 長 裁 判 官	和 田 健
裁 判 官	太 田 雅 之
裁 判 官	石 丸 貴 大
裁 判 所 書 記 官	今 井 厚 志
出頭した当事者等	原告代理人 佐藤真理
	原告代理人 清家康男
	原告代理人 大河原壽貴
	原告代理人 諸富健
	原告代理人 愛須勝也
	原告代理人 毛利崇
	原告代理人 八木和也
	原告代理人 佐藤博文
	被告奈良市代理人 若林直樹
	被告奈良市代理人 小野夏海
	被告奈良市及び国指定代理人 西脇伸幸
	被告奈良市及び国指定代理人 酒井悠至
	被告奈良市及び国指定代理人 岸野友子
	被告奈良市及び国指定代理人 前田真一
	被告奈良市及び国指定代理人 佐竹信哉

被告国指定代理人 馬場拓磨

被告国指定代理人 川添裕之

指 定 期 日 令和7年1月28日午後2時30分

弁 論 の 要 領 等

原告

- 1 第1準備書面、準備書面(2)、第3準備書面及び第4準備書面各陳述
- 2 別紙の弁論の要旨のとおり意見陳述
- 3 奈良市が国に対して本件訴訟に必要な限度で原告の生年月日や住所に関するデータを提供することに同意する。
- 4 令和6年12月9日までに、被告らの主張に対する認否反論の準備書面を提出する。

被告奈良市

第1準備書面陳述

被告国

- 1 第1準備書面陳述
- 2 令和6年11月末日までに、原告からの求釈明に対する回答を提出する。

裁判長

- 1 本件進行協議を受命裁判官に行わせる。
- 2 本件進行協議を行う受命裁判官として、裁判官和田健及び同石丸貴大を指定する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 今 井 厚 志



本件進行協議期日を、令和6年12月20日午前11時00分と指定する。

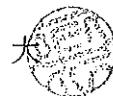
令和6年10月8日

奈良地方裁判所民事部

受命裁判官 和田



受命裁判官 石丸 貴



即日当事者各代理人に口頭で通知済み



弁論の要旨

2024年10月8日 第2回弁論

原告代理人 佐藤博文

第3準備書面の要旨について、以下のとおり陳述します。

1 本書面の目的

自衛隊法は、自衛隊員を「隊員」とし、「自衛官及び自衛官候補生」とそれ以外の隊員とを峻別している。被告国も、第1準備書面でこれを認め、「自衛官又は自衛官候補生」とは採用後直ちに自衛官又は自衛官候補生となる者を指すとし(23頁)、「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」は「自衛官又は自衛官候補生」でないと認めた(24頁)。

しかし、「応募者の便宜のため、直ちに自衛官等となる方法に加えて、所定の学校を卒業した後に自衛官となる方法をも併せて記載した」とし、「そのような記載を併せて行ったとしても、自衛官の募集につながるものであるため、自衛隊法97条及び同施行令120条の趣旨に反するものではない」とするのみで、自衛官とそれ以外の隊員が区別されている具体的な理由や自衛官募集の実態について説明することなく、隊法97条1項の明文に反しても「趣旨」には反せず、適法であると強弁する。

それどころか、募集対象の自衛官とは何か、賭命義務がある兵士ではないかと答弁を求めたが、「本件の争点に関連性が認められないため、回答の必要を認めない」というものだった。

本書面は、このような被告国の応訴態度を厳しく批判するものである。

2 自衛官と自衛官以外の隊員の峻別

自衛隊法には自衛官そのものの定義や権限に関する包括的な規定はなく、個別的に定められている(隊法1条)。

¹
令和6年10月8日 令和6年10月8日

小野夏海

酒井悠子

このような定め方のもとで、仲野武志『防衛法』は「自衛官」と「隊員」の区別を次のように説明する。

「自衛隊法第7章（自衛隊の権限）は、「防衛出勤」（同法76条）時以外ですら、武器を使用する権限を「自衛官」（防衛省設置法39条参照）のみに付与している。そうすると、防衛出動時には、なおさら自衛官のみが武器を使用することが予定されていると考えられる。また、同法58条2項は制服を着用する義務を自衛官のみに課している。

よって、自衛官とは、防衛省の職員のうち、国際法上「自己と文民たる住民とを区別する義務」（第1追加議定書44条3）が課される戦闘員たるべき者をいうものと解される。」

要するに、自衛官は、武力の行使に従事し、武器使用の権限を付与された国際人道法上の「戦闘員」あるいは各国軍隊の「正規軍兵士」（対義語は民兵、私兵）とされる者であることを意味する。

他方、「隊員」は、防衛省の職員のうち、自衛官のほか、「事務官」等がこれにあたる。

すなわち、自衛官と、自衛官以外の隊員は峻別されており、自衛官募集に係る「自衛官」の意味や除外申請制度で周知すべき内容、提供名簿の用途の限定などのあらゆる段階において貫かれるべき基本的な問題である。

3 防衛大生について

原告に郵送された募集葉書は、「自衛官の採用コース」として、最初に「防衛大_学校_学生」を挙げている。この表現自体、募集行為そのものではないことを自認するものである。

そもそも、防衛大生は、卒業後に自衛官（階級は曹長）になって幹部候補生学校に入校し、約1年の教育期間を経て、3尉に昇任して現場（基本的に小隊長クラス）に配属されることが予定されている身分である。これは、税務大_学校や自治大_学校など各省庁の教育訓練施設と同じ位置づけであり、

学校教育法上の「学校」ではない。そのため、学生は大学へ転入学・編入学できず、学位は独立行政法人大学評価・学位授与機構に申請して初めて授与されるにすぎない。

従って、防衛大学校への入校は、自衛隊員になることであって、大学生になることでも、自衛官になることでもない。これと自衛官募集を一緒くたにすることは明らかな逸脱である。

4 自衛官の公務労働は何か

自衛官と自衛官以外の隊員が区別されても、それで自衛官が担う「公務労働」の何たるかを説明したことにならない。

わが国の国際法学界は、「外国からの武力攻撃の排除や外国への進攻のために、武力紛争法のいう敵対行為を構成する行為の実施を主要な任務として国内法で付与されている部隊ならば、国際法上は軍隊として扱われ」としている。仲野武志『防衛法』は、自衛隊は「我が国を防衛することを主たる任務と・・する（隊法3条1項）ため、国際法上の“軍隊”に該当する」とする。

なぜこのような解説を学者がするのか。それは、被告国が、自衛隊は憲法9条2項の戦力＝軍隊に該当しないという政治的な解釈から、この問題に答えないからである。第1準備書面でも、冒頭に述べたように同じである。

しかし、いまや現実との乖離は明白となり、特に、2014年の集団的自衛権行使の閣議決定及び2015年の新安保法制成立をターニングポイントに、米軍や他国軍隊との海外派遣や共同訓練が積み重ねられるに至り、今日では軍隊であることを否定できなくなっている。

5 武力行使と賭命義務

軍隊は、武力の行使を本質的任務としており、自衛隊も同様であり、隊法は第76条で防衛出動を定め、第88条で、次のように定めている。

「1 第67条第1項の規定により出動を命じられた自衛隊は、わが国

を防衛するため、必要な武力を行使することができる。」

この「武力行使」の任務を、武器をもって遂行するのが自衛官である。

そして、武力の行使とは、「相手をせん滅せよ」とする国家の命令（自衛官にとっては上官の命令）を実行することである。相手国兵士も同じ立場で武力を行使するのだから、自らの命を賭けて「殺るか、殺られるか」という戦闘行為になる。これを遂行のが「賭命義務」である。

これを、杉村敏正『防衛法』は、次のように説明する。

「職務上の危険又は責任の回避及び職務離脱の禁止は、職務を勇敢に遂行することを命ずるものであって、自己に及ぶ危害のために生ずる恐怖を克服してその職務を遂行することを命ずる。（中略）職務上の危険又は責任の回避及び職務離脱の禁止違反した場合には、隊員はその回避又は離脱により自己の生命又は身体に対する現存する危険を免れようと欲したことをもって、その正当な事由となし得ない。」

上記の末尾の一文が、「賭命義務」を法的に述べたものである。

また、斉藤正彰北海道大学教授は、『解釈基準としての平和的生存権』において、「『軍隊』を他の組織と識別するために、事実に・量的な区別ではなく、法的・質的な区別を考える必要がある」として、「そこで注目されるのは『賭命義務』である。公務員の職務の中には、それを遂行するうえで生命の危殆に直面しうるものがある。しかし、事実に・結果的に生命の喪失に至る場合がある公務員と『軍隊』の構成員の相違点は、賭命義務にあると解される」とする。

では、「強制」がなければ、賭命義務を承諾する服務宣誓があれば問題は生じないのか。小針司『文民統制の憲法学的研究』は次のように言う。

「純然たる防衛用（……）の軍隊が志願兵から成るとしても、結局兵士を死に追いやる点では徴兵制の場合と変りがない。ただ、自己の死に対する自由意思による事前の了解がえられている点に違いがあるにとどまる。けれども、この事前了解が、国家に課せられている人間の尊厳尊重・保護義務を免除するか否かは別問題である」

このように、志願兵制であったとしても、自衛官に賭命義務を課すことは憲法13条に違反する疑いが強いのである。

8 前述したことは、「奈良市自衛官等募集に係る住民基本台帳の一部の写しの提供に関する覚書」を締結して「個人情報の適切な保護を図る」責任を負う被告奈良市にも該当する。けだし、「依頼された住民情報の内容が本業務に必要と認めた場合に限り・・・提供する」（第2条）、「本業務以外のいかなる目的にも使用してはならない」（第5条）などの解釈と適用は、被告奈良市が自ら判断することであり、自衛隊奈良地方協力本部に隷従するものではないからである。

9 まとめ

現行個人情報保護法第69条1項は、行政機関の長等は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないと定める。従って、例外は厳格に解釈適用され、「自衛官以外の隊員」は対象にならず、また、認められるのは「募集」であって「募集」以外の「広報」等への利用は許されない。

しかるに被告国は、第1準備書面で「応募者の便宜のため」とか「自衛官の募集につながるもの」とか「趣旨に反するものではない」という“実質論”を持ち出して適法性を主張する。そうであれば、被告国は、自衛官の職務の本質や内容、募集活動の実態を具体的に明らかにして、適法性を主張立証すべきである。それが、住民基本台帳の個人4情報を本人の同意なく取得・保有・利用してよいかという実質的な違法性判断のうえで必要である。

原告は、今後さらに、自衛官がどういうものかより具体的に明らかにし、かような自衛官の募集と名簿提供は、職業安定法の求人ルールや新規学校卒業者に対する教育的配慮とも抵触し、それがプライバシー侵害とリンクしていることを明らかにしていく予定である。

以上

(甲号証) 書 証 目 録 (原告提出分)						
(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番 号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
1 ~19	第 1 回 弁 論	証拠説明書(6.3.29付け)のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
20 ~23	第 2 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	証拠説明書 (6.10.7付け) のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

(乙号証)

書 証 目 録

(被告奈良市 提出分)

(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)

番 号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
1 ~2	第 2 回 弁 論	証拠説明書(6.9.30付け)のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

(丙号証)

書 証 目 録

(被告国 提出分)

(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)

番 号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
1 ~2	第 2 回 弁 論	証拠説明書(6.9.30付け)のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。